

# 令和6年 定額減税制度について

## ① 概要編

出典：国税庁 定額減税特設サイト : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

財務省サイト：パンフレット「令和6年度税制改正」 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2024/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/index.htm)

※作成時点で公表されている情報で説明しています。国税庁ホームページ等で最新情報をご確認ください。

2024/06/18

## 1. 定額減税

所得税及び住民税を一定の額で減税する措置です。

所得税→令和6年6月1日以後最初に支払う給与等から減税額に達するまで

住民税→令和6年6月分は非徴収。令和6年7月分～令和7年5月分に

令和6年度分の所得割から減税額を引いた1/11等分の住民税額を徴収

所得税

@ ¥30,000

住民税

@ ¥10,000

## 2. 対象者

① 居住者※1

② 「所得税」 令和6年分、「住民税」 前年（令和5年分）の合計所得金額が1805万円以下※2

※1 「居住者」とは国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

※2 給与収入のみの場合、収入が2,000万円以下

## 3. 定額減税額

税目	種別	減税額
所得税	本人※1	3万円
	同一生計配偶者※1※4	3万円
	扶養親族※1	3万円
個人住民税 (所得割)	本人※1	1万円
	控除対象配偶者※1※5	1万円
	扶養親族※2	1万円
	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者※2	1万円※3

※1 居住者に限る

※2 国外居住者を除く

※3 令和7年度分の所得割の額から控除

※4 「同一生計配偶者」とは、納税者と生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下

※5 「控除対象配偶者」とは、同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得金額が1000万円以下

## おしえて クエッション！

● 勤め先の給与や公的年金等の源泉徴収の際に減税されると聞いていますが、定額減税で引ききれないと見込まれる場合の給付はいつ、どこからされますか？

→定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付については、個人住民税が課税される市区町村において給付額を算定の上、以下のように給付されます。

当初給付

2024（令和6）年夏以降、個人住民税が課税される市区町村において、2023（令和5）年の課税状況（所得税・個人住民税）に基づき、定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額が支給されます。

不足額給付

個人住民税が課税される市区町村において、2024（令和6）年分の所得税と定額減税の実績の額が確定した後、上記の当初給付では不足する金額があった場合に、追加で給付されます。

2024（令和6）年分の所得税と定額減税の実績の額が確定する必要がありますので、2025年以降に個人住民税が課税される市区町村から支給されます。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/FAQ/index.html#Q13> 内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生

● 6/10に賞与を支給しています（給与の支給は6/25）。賞与の支給で定額減税額を引ききれた場合は、6月の給与の所得税はどうなりますか？

→これまでどおり、所得税が計算されます。

※定額減税額の控除しきれた翌月以降は、所得税が計算されます。

● 6/2以降に入社した社員は？

→月次の定額減税の処理はおこないません。年末調整（年調減税事務）時に精算します。

減税額と控除額を管理するための「各人別控除事績簿」等の準備は 国税庁HP、e-PAPユーザーラウンジなどをご利用可能です。

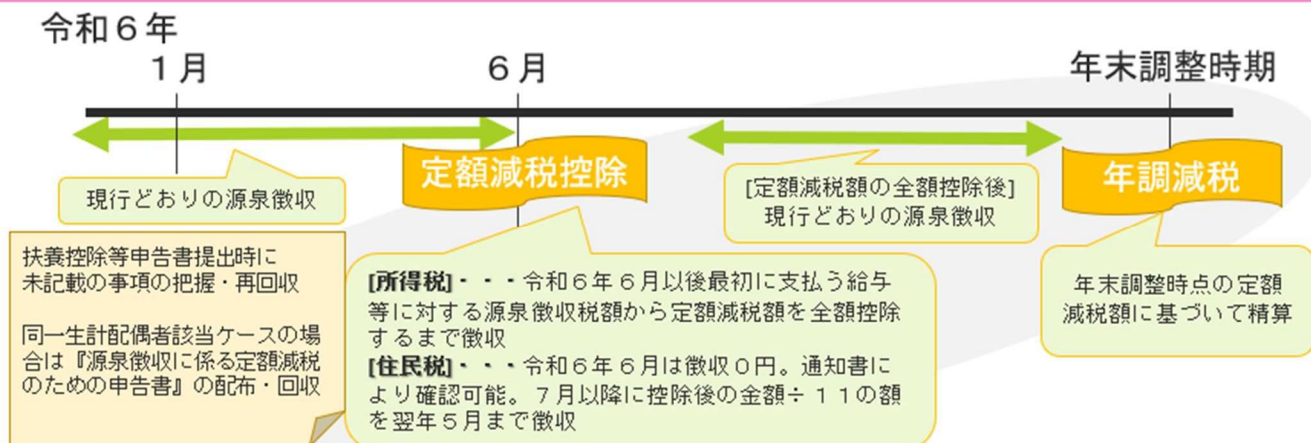
● 退職した社員は？（6/1以降に退職）

→源泉徴収票の摘要欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額xxx円」と記載。年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった分は「控除外額xxx円」と記載します。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

国税庁Q&A 退職した人（年末調整未了）の源泉徴収票への記載方法 10-5

## 定額減税の準備



<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf> 国税庁Q&A 月次減税のための申告書の提出 6-1

## 月次減税処理（所得税）の流れ

### 1. 定額減税控除対象者をチェック

「甲欄」適用居住者を洗い出します。

### 2. 月次減税&控除額管理資料準備

減税額と控除額を管理するための「各人別控除実績簿」等を準備します。  
(国税庁ホームページ、e-PAPユーザーラウンジ⇒お役立ちツール などより取得可能です)

### 3. 月次減税額を算出

本人30,000円 + 同一生計配偶者・扶養親族 1人につき30,000円の合計額

### 4. 給与（賞与）等支払

令和6年6月1日以後支給日が早いものから順次控除をおこないます。

### 5. 控除額の記載&納付

月次減税額の控除後は、適宜明細に控除金額を表示します。  
納付書を作成し源泉徴収税額を納付します。

同一生計配偶者等の全員について、勤務先に提出済の「扶養控除等申告書」に記載していますか？

Yes

No



**追加の手続きはありません。**  
※勤務先において、提出済の扶養控除等申告書に基づいて定額減税額が計算されます。

勤務先に提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等を、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除される定額減税額の計算に含める場合は、その同一生計配偶者等について当てはまるものを下の表から選択し、該当する申告書を勤務先に提出してください。

控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	同一生計配偶者	
		令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下である源泉控除対象配偶者	あなたの令和6年中の合計所得金額が900万円超と見込まれる場合の同一生計配偶者

提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等について、原則、扶養控除等申告書に記載して勤務先に提出してください。  
※「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して提出することもできます。



扶養控除等申告書の記載のしかた

提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者について、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して勤務先に提出してください。



源泉徴収に係る定額減税のための申告書の記載のしかた

※具体的な手続きについては、勤務先からの案内に基づいて行ってください。

### \*留意事項\*

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。



## 月次減税処理の流れ

### 1. 定額減税控除対象者をチェック

令和6年6月1日現在勤務している方のうち、扶養控除等申告書を提出している居住者の方が原則として定額減税の対象となります。

<非該当者の例>

- ・扶養控除等申告書未提出の方（令和6年6月1日以後に支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の“乙欄”や“丙欄”が適用される方）
- ・令和6年6月2日以後入社の方
- ・令和6年5月31日以前に退職された方
- ・令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった方
- ・定額減税対象者が、その後他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出した場合

### 2. 月次減税 & 控除額管理資料準備

毎月の減税の際に、各人別の月次減税額と各月の控除額等を管理する資料が必要となります。

※国税庁ホームページ、e-PAPユーザーラウンジ⇒お役立ちツール などより取得可能です

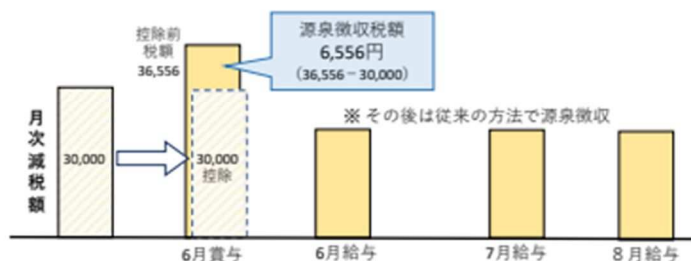
各人別控除事績簿

従業員番号 （従業員本人）	月次減税額	各月別控除事績					備考
		1月	2月	3月	4月	5月	

## ～月次減税額の計算方法～ 計算してみましょう

### ◆ 月次減税額の金額が控除前税額の内額以下となる人の場合

〔計算例〕

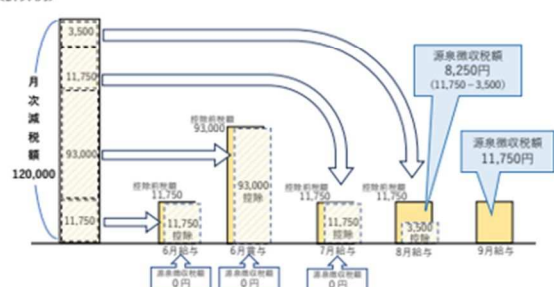


### 3. 月次減税額を算出

### 4. 給与（賞与）等支払

### ◆ 月次減税額の金額が控除前税額の内額を超える人の場合

〔計算例〕



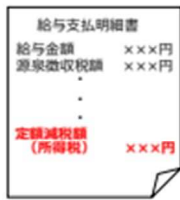
6-7月賞与で控除が終わる人も・・・

# 控除後の事務処理について

## 5. 控除額の記載 & 納付

### 1. 給与支払明細書への控除額の表示

〔記載例〕 給与支払明細書



給与の支払者が月次減税額の控除をおこなった場合には、給与等の支払の際に従業員の方へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額 (所得税) ×××円」又は「定額減税 ××円」などと表示します。

なお、年末調整をおこなって支払う給与等に係る給与支払明細書については、源泉徴収票で定額減税額を把握することが可能であるため、定額減税額のうち実際に控除した金額の記載は要しません。

### 2. 納付書の記載と納付等

給与の支払者は、各月の月次減税事務の終了後、納付書 (給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書) に所要事項を記載した上で、納付すべき源泉徴収税額がある場合には法定納期限までに納付することになります。この場合、納付書の「俸給・給料等」、「賞与 (役員賞与を除く。)」又は「役員賞与」の「税額」欄には、各人毎の「控除前税額から月次減税額の控除をおこなった後の金額 (その給与等から源泉徴収すべき税額)」を集計し、その金額を記入します。

〔記載例〕 <納付書 (給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)>

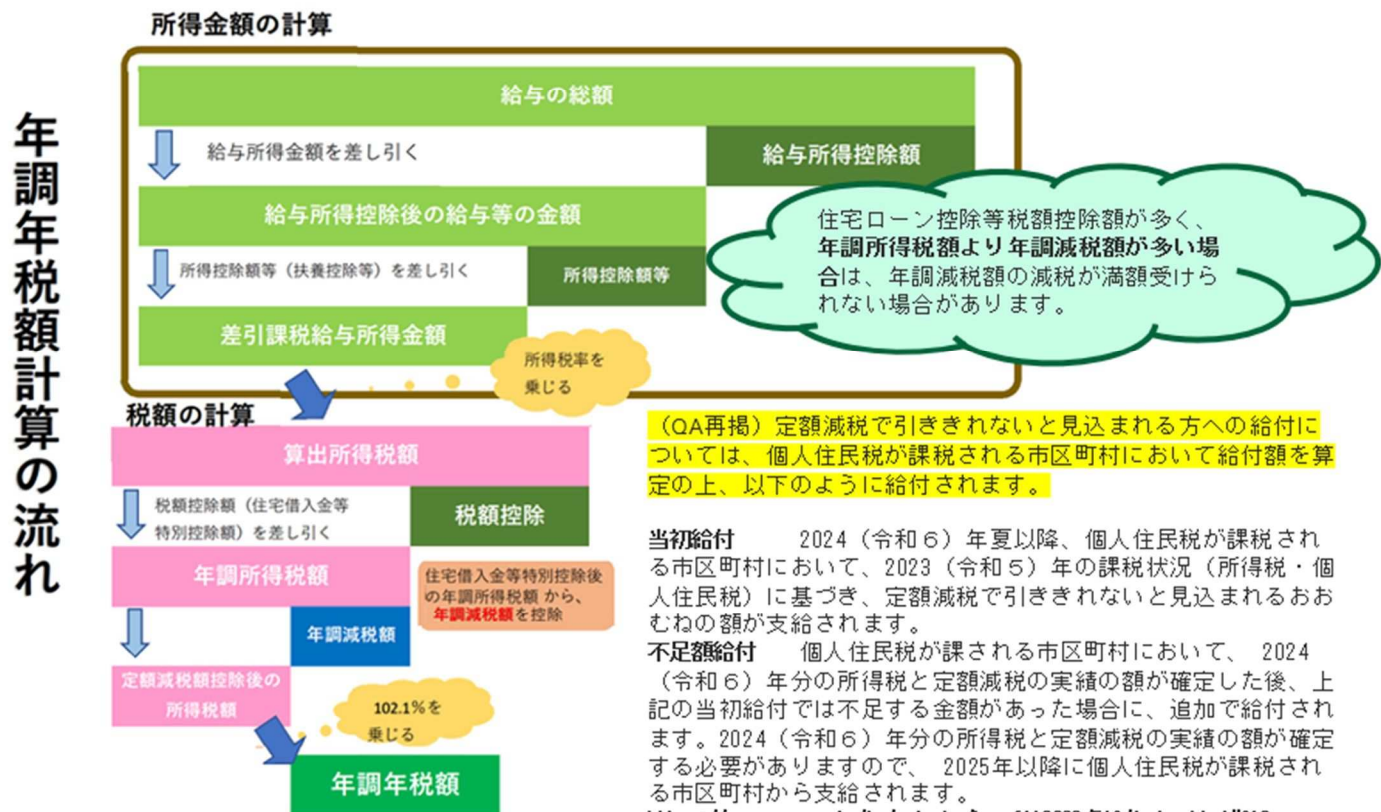


(注) 「年末調整による超過税額」欄及び「摘要」欄への定額減税に関する事項の記載は不要です。

なお、月次減税額の控除等により、納付すべき税額がなくなった (「本税」欄が「0」) 場合でも、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入をおこなった上で、その納付書 (所得税徴収高計算書) を必ず所轄税務署に提出してください。

## ～年調時の減税事務について～

年末調整においては、まず例年通り年末調整を行います。その後、年調所得税額から年調減税額の控除をおこない、年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じて年調年税額を算出した上で、過不足額の調整を行います。





# 定額減税に関連する年末調整の申告書①

源泉徴収簿の記載例

※2024.4時点で公表されている様式で説明しています

〔記載例〕 <源泉徴収簿を利用する場合>

区分	金額	税額	額
給料・手当等	① 5,970,000	③ 111,810	
賞与等	② 1,800,000	⑥ 93,000	
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000		
所得金額調整控除等	⑩		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 5,893,000		
差引超過額又は不足額	⑫		
差引超過額又は不足額(⑫-⑧)	⑬ 180,310		
超過額の精算	⑭		
不足額の精算	⑮		

差引超過額又は不足額	⑫ 3,011,000	⑭ 203,600
年調所得税額(⑫-⑬、マイナスの場合は0)	⑯ 153,600	
年調年税額(⑯×102.1%)	⑰ 44,500	
超過額	⑱ 180,310	
不足額	⑲ 180,310	
⑳-2 120,000円	㉑-3 43,600円	㉒-4 0円

- 「年調減税額の計算」で求めた年調減税額を、令和6年分源泉徴収簿の余白に「㉒-2 ×××円」と記入します。
- 「年調所得税額㉑」欄の金額から「㉑-2 ×××円」(年調減税額)を控除し、その控除後の残額を令和6年分源泉徴収簿の余白に「㉑-3 △△△円」と記入します(控除しきれない場合は「㉑-3 0円」と記入し、年調減税額のうち控除しきれなかった金額を余白に「㉑-4 ◇◇◇円」と記入します。)
- 「㉑-3 △△△円」(年調減税額控除後の年調所得税額)に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出し、「年調年税額㉑」欄に記入します(100円未満の端数は切り捨てます。)
- 最後に、その「年調年税額㉑」欄の金額と、(1)で集計した「税額㉑」欄の金額とを比べて過不足額を「差引超過額又は不足額㉑」欄に記入し、通常の年末調整と同様にその過不足額の精算を行います。

- 余白に「㉑-2」として、年調減税額を記載します。
- 余白に「㉑-3」として、「年調所得税額㉑」欄の金額から「㉑-2」を控除した残額を記載します。  
※ 「年調所得税額㉑」欄の金額から「㉑-2」の金額を控除して、控除しきれない金額がある場合には、余白に「㉑-4」(控除外額)として記載します。

# 定額減税に関連する年末調整の申告書②

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書の記載例  
※2024.4時点で公表されている様式で説明しています

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書

二次元コード **基・配・所**

～記載に当たってのご注意～

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

◆給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)◆

本人が定額減税の対象となる場合に選択

配偶者が定額減税の対象となる場合に選択

# 定額減税に関連する年末調整の申告書③

源泉徴収票の記載例

※2024.4時点で公表されている様式で説明しています

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 先 住所 〒 市 区 町 丁目 番 号 △△市○○町1-2-3	支払先番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 支払先 ヤマカワ タロウ 山 川 太 郎					
種 別 給 料	内 7 770 000	外 5 893 000	内 2 881 300	外 44 500		
(団体)控除対象配当金の有無等 ○	配当者(個人) 380 000	配当者(特別) 1	控除対象労働者の数 (配当者を除く。)	控除対象労働者の数 (配当者を含む。)	その他 1	控除対象労働者の数 (配当者を含む。)
社会保険料等の金額	1221	300	120	000	50	000
(備考) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円						

摘要欄に源泉徴収時所得税減税控除済額等の記載が必要です。

# 令和6年 定額減税制度について

## ② e-PAP編

「定額減税」開始前の準備

- 1.定額減税をおこなう場合(所得税、住民税)
- 2.6月賞与で全額控除になる場合
- 3.12月まで全額控除ができない場合
- 4.令和6年6月2日以降の入社の場合
- 5.令和6年6月1日以降に退職した場合
- 6.源泉徴収対象外の場合
- 7.定額減税後の納付書の出力について



# 「定額減税」開始前の準備

令和6年の最初に給与の支払を受けるために提出された「扶養控除申告書」を確認します。

## 令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神田 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 定額減税説明用	(フリガナ) あなたの氏名 ナカヤマ コロウ 中山 吾郎	あなたの生年月日 42年 1月 20日	世帯主の氏名	あなたの住所 (〒154-0005) 東京都世田谷区三宿 9-8-7	配偶者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	扶 控除対象者 の扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は「扶」の印を付してください。)
世田谷区 市市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 1-26-3	あなたの個人番号 又は住所	あなたの住所 又は居所	あなたの住所 又は居所	あなたの住所 又は居所	あなたの住所 又は居所	あなたの住所 又は居所

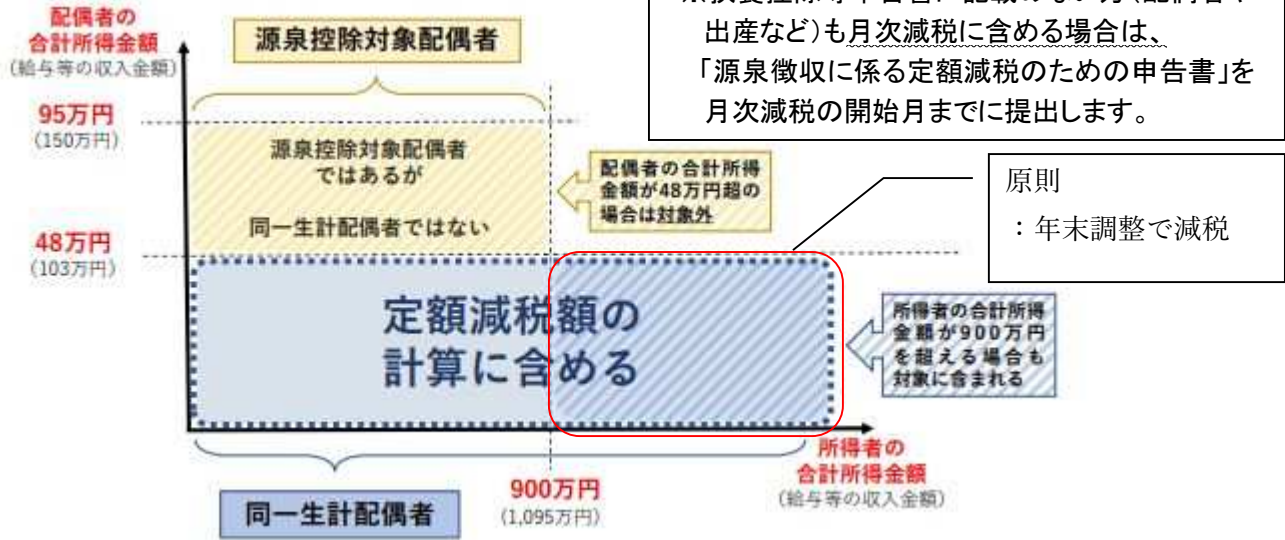
  

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	令和6年分の所得の見積額	非居住者である親族(生計を一にする事実)	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	中山 裕美			昭43・5・31		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	東京都世田谷区三宿9-8-7	
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(注2) (921.11以前生)	中山 次郎		長男	平14・4・5		<input checked="" type="checkbox"/> 同居者親等 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		
						<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生						<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 勤労学生		
他の所得者が控除を受ける扶養親族等								
16歳未満の扶養親族(注3) (921.1.28以前)	中山 和美							
退職手当等を有する配偶者・扶養親族								

●(本人) 控除対象者であることを確認  
**例: 扶養控除等申告書提出済、基準日在職者**  
 ※令和6年分所得税の納税者である居住者で所得税の合計所得金額が1,805万円以下  
 ※ただし、控除対象者の洗出し時点においては、該当が見込まれる方についても月次減税をおこないます。

● 減税対象人数を確認  
**例: (本人、同一生計配偶者、子供2名) 計 120,000円(所得税)**  
 ※扶養控除申告書で同一生計配偶者(所得の見積額等)の確認をします。  
 ※年少扶養の方も定額減税控除の対象になります。

●源泉控除対象配偶者欄が空欄、未記載の扶養者がいる場合  
 ※扶養控除等申告書に記載のない方(配偶者や出産など)も月次減税に含める場合は、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を月次減税の開始月までに提出します。



I. 定額減税の対象者(本人)を洗い出します。

①『扶養控除等申告書』の提出有無

× 国内に住所がない

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所得控除等 神田	給与の支払者の名称(氏名)	定額減税説明用	(フリガナ) あなたの氏名 ナカヤマ コロロウ 中山 吾郎	あなたの生年月日 42- 1- 20	扶養主の氏名
税務番号	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を支けた際の次年度が控除してください	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所 〒154-0005 東京都世田谷区三宿 9-8-7	あなたの住所
世田谷区 市田町村長	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田須田町 1-26-3		あなたの住所又は居所		

あなたに課税対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、児童ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合は、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	【フリガナ】 氏名	個人番号 あなたとの続柄	生年月日	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	生計月日及び事由
扶養控除 対象配偶者 (第1)							
主たる	中山 次郎	長男	平14.4.5				

②『61.社員情報登録・訂正』の確認

[基本情報]

社員情報

社員コード: 101 中山 吾郎 総務部

社員名: 中山 吾郎  
フリガナ: ナカヤマ コロロウ  
マイナンバー: 未入力 入力 クリア  
性別: ●男 ○女  
役職: 1課長  
生年月日: 昭和42年1月20日  
住所: 154-0005 東京都世田谷区三宿 9-8-7  
電話番号: 03-3256-6188  
事業所:  
部課: C01 総務部

就業情報

雇用区分: 1日給月給

入社年月日: 平成24年2月1日  
退職年月日: 令和...年...月...日

訂正モード

× 入社→令和6年6月2日以降  
× 退職→令和6年5月31日迄

[税情報]

社員情報

社員コード: 101 中山 吾郎 総務部

税情報

税額表: 甲欄

× 「乙欄」「丙欄」

× 給与が2000万円を超える(合計所得金額(見積額)が1805万円超)給与所得者

※ 控除対象者の洗い出し時点においては、該当が見込まれる方についても月次減税をおこないません。

※詳細は、国税庁の定額減税特設サイトより「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

II. 定額減税の控除対象者ごとの減税額（同一生計配偶者及び扶養親族の数）の確認をします。

【本人：30,000円】【同一生計配偶者：30,000円】【扶養親族1名につき：30,000円】

[扶養情報]画面

『扶養控除等申告書』  
配偶者欄の確認

**扶養情報**

社員コード：101 中山 吾郎  
 総務部  
 扶養等人数：2 源泉扶養数：2  
 特別控除額(可能額)：120,000 特別控除残：120,000

所得者本人  
 障害者：該当しない 寡婦：該当しない 勤労学生：該当しない

配偶者  
 無し  有り × 所得見積額が48万円以上  
 氏名：中山 裕美 同一生計： 対象  対象外  
 年齢：昭和 43 年 5 月 31 日 56 歳

No.	※氏名	フリガナ	マイナンバー	クリア	続柄	年齢	性別	障害者	特別障害者	同居	控除対象扶養人数
1	中山 和美	年少	未入力	クリア	長女	令和	女				1
2	中山 次郎	特定	未入力	クリア	長男	平成	男				1
3			未入力	クリア							0
4			未入力	クリア							0
5			未入力	クリア							0
6			未入力	クリア							0
7			未入力	クリア							0
8			未入力	クリア							0
9			未入力	クリア							0
10			未入力	クリア							0

<参考> 給与明細への印字

【01.事前登録処理】『31.会社情報登録・訂正』  
 フリー項目情報で、給与明細に出力する  
 項目名のタイトルを変更することができます。  
 (明細入力画面、賃金台帳は変更されません。)

控除合計	調整	控除総計
63,834	0	63,834
(定額減税額) 10,550円	(累計支給額) 2,580,000円	差引支給額 368,166

III. 各人別事績簿の準備をします。

- e-PAP ユーザーラウンジ➡お役立ちツール などより各人別事績簿を用意し、定額減税の対象者の情報を転記します。

●システムツール  
 e-PAPシステムの役立ツールを掲載しています。  
 形式がEXEのツールは、e-PAPを終了してから実行してください。

ツール名称	形式	更新日
定額減税終了・未実施者用.xlsx		

	A	B	C	D	E	F
1						
2						
3						
4						
5						
6	基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算	月次減税額 ((受給者本人 +①の人数) ×30,000円)	控除前 税額	②のう ち③か ら④な 額(⑤-④)	控除され ない 額
7		同一生計配 偶者と扶養 親族の数	①	控除した 金額	②	控除
8						
9						
10						
11						
12						

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算
	同一生計配 偶者と扶養 親族の数
	月次減税額 ((受給者本人 +①の人数) ×30,000円)
中山 吾郎	3 120,000

※定額減税の対象外の方については、氏名のみ記載し、Bookをわけておくと把握がしやすくなります。

定額減税終了・未実施者用.xlsx



例) 定額減税をおこなう場合 (所得税、住民税)

- (本人) 控除対象者であることを確認 例: 扶養控除等申告書提出済、基準日在職者  
 ※令和6年分所得税の納税者である居住者で所得税の合計所得金額が1,805万円以下  
 ※ただし、控除対象者の洗出し時点においては、該当が見込まれる方についても月次減税をおこないます。
- 減税対象人数を確認 例: (本人、同一生計配偶者、子供2名) 計120,000円(所得税)  
 ※扶養控除申告書で同一生計配偶者(所得の見積額等)の確認をします。  
 ※年少扶養の方も定額減税控除の対象になります。  
 ※扶養控除等申告書に記載のない方(配偶者、出産など)も月次減税に含める場合は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を月次減税の開始月までに提出します。
- 住民税 各自治体からの通知書を確認 例: 6月なし、7月5,100円、8月以降5,090円  
 ※令和6年度(令和5年中)の住民税の合計所得金額が1,805万円以下  
 ※令和6年に子供が生まれても、令和5年12月31日時点の人数での計算となります。

①社員情報登録・訂正【基本情報】画面で雇用区分や在職情報確認してください。

②社員情報登録・訂正【扶養情報】画面で所得税分の「特別控除額(可能額)」を確認してください。

No.	※氏名	フリガナ	マイナンバー	クリア	続柄	生	控除対象扶養人数
1	中山 和美	年少	未入力	クリア	長女	令和	1
2	中山 次郎	特定	未入力	クリア	長男	平成	1
3			未入力	クリア			0
4			未入力	クリア			0

「本人」 30,000円  
 「配偶者(同一生計)」 30,000円  
 「子供(特定扶養)」 30,000円  
 「子供(年少扶養)」 30,000円  
 120,000円

③ 社員情報登録・訂正【税情報】住民税は、自治体から届く通知書等から入力をおこなってください。

社員情報登録・訂正

80026 定額減税説明用 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

社員情報

社員コード: 101 中山 吾郎 総務部

税額表: 甲欄

住民税 徴収区分: 特別 普通

現在の住民税納付先: 131121 世田谷区 宛名番号: 9-8-7

※年の途中で転居している場合、翌年5月までは転居前の納付先となりますのでご注意ください。

納付先変更区分 (転居等により、6月以降)

翌年6月以降納付先:

当 年: 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

8,000 8,000 8,000 8,000 8,000 0 5,100 5,090 5,090 5,090 5,090 5,090

令和6年「7月」に差額 令和6年「8月」のみ F5: 上書切替で入力

6月は徴収なし

前へ 次へ

確認

「当年1月」を入力すると、「当年2月～当年5月」に「当年1月」と同じ金額が表示されます。「当年7月」を入力すると、「当年8月～翌年5月」に「当年7月」と同じ金額が表示されます。<処理年が令和6年で定額減税の対象社員の場合> 「当年8月」を[F5:上書切替]を選択して(緑色の状態にして)入力してください。「当年9月」以降に同じ金額が表示されます。

④ 給与明細入力画面【6月分】より月々の入力をおこないます。

支給月指定: 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 【詳細】

支給日: 令和6年6月23日(日) 支給 確認登録モード 登録済み明細( 8 / 10)件 ロック

社員コード: 101 中山 吾郎 総務部 雇用区分: 日給月給 入力単位: 時間単位

労働日数 出勤日数 欠勤 不就業 前月有休残 当月消化 当月有休残 60超残業 平日普通 平日深夜 休日普通 休日深夜

20.000 20.000 0.000 0.000 20.000日 0.000日 20.000日 0.000 10.000 0.000 0.000 0.000

60超残業 平日普通 平日深夜 休日普通 休日深夜

880.000 3,500.000 4,641.000 5,157.000 5,500.000

食事手当 0.000

基本給 職能手当 役職手当 食事手当 変手当②

500,000 10,000 10,000 0 0

変手当③ 60超残業 平日普通 平日深夜 休日普通 休日深夜 欠勤不就業 通勤費 総支給額

0 0 35,000 0 0 0 0 0 0 595,000

健康保険 介護保険 厚生年金 年金基金 社保調整 雇用保険 法定控除 所得税 住民税 扶養

29,441 4,720 53,985 0 0 3,630 91,776 0 0 2人

財形貯蓄

10,000

控除合計 調整 控除総計

101,776 0 101,776

課税総額 非課税総額 通勤費/月 差引支給額

595,000 10,000 10,000 493,224

所得税: 6月分 18,510 円減税のため 0 円

住民税: 6月は徴収なし

事績簿等に反映します。

※入力したデータを登録する場合は【確認】を押してください。

課税総額 非課税総額 通勤費/月 差引支給額

595,000 10,000 10,000 493,224

参考) 各人別控除事績簿

基準日在职者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算 同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次課税額 (受給者本人+①の人数) ×30,000円) ②	6月分給与 令和6年6月25日				賞与 令和6年7月10日				7月分給与 令和6年7月25日				8月分給与 令和6年8月25日			
			控除前 税額	③の うち 控除した 金	④の うち 控除しきれ ない 金 (⑤-④)	⑤	控除前 税額	③の うち 控除した 金	④の うち 控除しきれ ない 金 (⑤-④)	⑤	控除前 税額	③の うち 控除した 金	④の うち 控除しきれ ない 金 (⑤-④)	⑤	控除前 税額	③の うち 控除した 金	④の うち 控除しきれ ない 金 (⑤-④)	⑤
			中山 吾郎	3	120,000	18,510	18,510	101,490	68,986	68,986	32,504	18,510	18,510	13,994	18,510	13,994	0	

支給回指定: 1回 2回 3回 4回 5回

確認登録モード

社員コード: 101 中山 吾郎  
C01 総務部

雇用区分: 日給月給

賞与額: 500,000

総支給額: 500,000

所得税: 77,700  
扶養: 2人 16.336%  
税率: 16.336%

月次減税額: 68,986  
月次減税残: 32,504

差引支給額: 422,300

120,000円  
6月分残 101,490円  
賞与分 68,986円  
32,504円

支給月指定: 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 【詳細】

支給日: 令和6年7月25日(木) 支給 確認登録モード

社員コード: 101 中山 吾郎  
C01 総務部

雇用区分: 日給月給  
入力単位: 時間単位

動怠	労働日数	出勤日数	欠勤	不勤務	前月有休残	当月消化	当月有休残	60超残業	平日普通	平日深夜	休日普通	休日深夜
		20,000	20,000	0,000	0,000	20,000日	0,000日	20,000日	0,000	10,000	0,000	0,000

支給	基本給	職能手当	役職手当	皆勤手当	家族手当	住宅手当	手当7	手当8	手当9	手当10	食事手当	変手当3	通勤費	総支給額
		500,000	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残
		29,441	4,720	53,985	0	0	3,630	91,770	0	5,100	2人	18,510

課税総額: 595,000 | 非課税総額: 10,000 | 通勤費/月: 10,000 | 差引支給額: 488,124

120,000円  
賞与まで残 32,504円  
7月分 18,510円  
13,994円

支給月指定: 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 【詳細】

支給日: 令和6年8月25日(日) 支給 確認登録モード

社員コード: 101 中山 吾郎  
C01 総務部

雇用区分: 日給月給  
入力単位: 時間単位

動怠	労働日数	出勤日数	欠勤	不勤務	前月有休残	当月消化	当月有休残	60超残業	平日普通	平日深夜	休日普通	休日深夜
		20,000	20,000	0,000	0,000	20,000日	0,000日	20,000日	0,000	0,000	0,000	0,000

支給	住宅手当	手当7	手当8	手当9	手当10	食事手当	変手当2	通勤費	総支給額
		10,000	0	0	0	0	0	0	0

控除	法定控除	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残
	91,560	1,676	5,090	2人	13,994	0

課税総額: 560,000 | 非課税総額: 10,000 | 通勤費/月: 10,000 | 差引支給額: 511,868

120,000円  
7月分残 13,994円  
8月分 13,994円  
定額減税終了!  
差額 1,676円は通常どおり徴収



例) 6月賞与で全額控除になる人の例  
(同一生計配偶者:1名 6万円特別控除)

他の社員の方と同じように、扶養情報・税情報を入力してください。

社員情報登録・訂正

80026 定額減税説明用 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

社員コード: 102 賞与で控除 完了

扶養情報: 扶養人数: 1 源泉扶養数: 1

配偶者: 〇無し 〇有り マイナンバー: 未入力 入力 クリア

扶養者: 氏名: 賞与 花子

扶養者数表示: 1

税情報: 源泉控除対象: 〇対象 〇対象外 国外居住: 該当しない

特別控除額(可能額) 60,000 特別控除残 60,000

当	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現在		7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	0	6,050	6,040	6,040	6,040	6,040	6,040
翌		6,040	6,040	6,040	6,040	6,040	6月~翌5月の合計						
													68,450

6月にはじめて支給される給与・賞与のうち先に支給される賞与の計算をします。

賞与明細入力

80026 定額減税説明用

支給回指定: 1回

社員コード: 102 賞与

支給	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	扶養	税率
賞与額	34,930	5,600	64,050	0	0	4,200	108,780	60,363	1人	10.210%
総支給額	700,000									

控除

健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	扶養	税率
34,930	5,600	64,050	0	0	4,200	108,780	363	1人	10.210%
控除合計							調整	控除総計	
109,143							0	109,143	

月次減税額 60,000  
月次減税残 0

差引支給額 590,857

賞与年度累計額 (4月~3月): 700,000円

定額減税なし→60363円の所得税  
定額減税があるため、所得税は363円となります。

賞与データを入力します。1月~3月の賞与を入力する場合、前年の4月以降の賞与累計額が「賞与年度累計額」に表示されます。ロック…選択すると賞与明細が訂正できなくなります。(過去に入力した賞与データは、自動的にロックが選択されます。)

一括入力対象外…水色の項目を【F5: 上書切替】を選択し、訂正すると自動的に選択されます。

<【Shift】を押しながらファンクションキーを押した場合> S F 7…労働保険情報 S F 8…削除

F1 ヘルプ F2 F3 支給日量 F4 F5 F6 F7 前社員 F8 次社員 F9 フォント F10 確認 F11 F12 終了

例) 12月まで全額控除ができない人の場合  
(扶養者等人数:6名 21万円特別控除)

他の社員の方と同じように、扶養情報・税情報を入力してください。

社員情報登録・訂正

80026 定額減税説明用 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

社員コード: 103 定額減税控除 ひききれない

扶養情報: 扶養者人数: 6 源泉扶養

税情報: 特別控除額(可能額) 210,000 特別控除残 210,000

No.	氏名	種別	マイ
1	子供A	一般	トモ
2	子供B	一般	トモ
3	子供C	一般	トモ
4	子供D	一般	トモ
5	子供E	一般	トモ
6			
7			
8			
9			
10			

・・・通常通り月々の給与・賞与を計算します。給与明細入力画面で月次減税額残を確認できます。

給与明細入力

80026 定額減税説明用 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
労働日数	28.000	20.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
出勤日数	28.000	20.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
基本給	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険	20,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年金基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定控除計	20,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月次減税額	0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	0	0
月次減税残	0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	0	0

7月給与

月次減税額	260
月次減税残	192,070

8月給与

月次減税額	260
月次減税残	191,810

11月給与

月次減税額	260
月次減税残	191,030

12月給与でも月次減税額残が残っている場合は、月次業務では引ききれないため、年次減税業務として年末調整での減税額の調整になります。(控除しきれない場合は調整給付措置が行われる見込みです。)

給与明細入力

80026 定額減税説明用 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
労働日数	28.000	20.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
出勤日数	28.000	20.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
基本給	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険	20,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年金基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定控除計	20,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月次減税額	0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	0	0
月次減税残	0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	0	171,619

源泉徴収票の摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額 38,381円」と記載、控除しきれなかった分は控除外額 171,619円と記載してください。(210000-171619=38381)

国税庁 Q&A <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

QA9-2 令和7年以降に支給される給与等に係る定額減税

例) 令和6年6月2日以降の入社の場合

①【基本情報】画面で入社年月日を正しく入力してください。

②【扶養情報】画面で、月次減税対象外にチェックをつけてください。

入社日が6月2日以降の場合は、月次減税額の計算はされないようになっています。(チェックがついていないことをご確認ください)

③給与明細入力画面で月々の入力をおこなってください。

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
労働日数	20.000	20.000	0.000	0.000	12.000	12.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
出勤日数	20.000	20.000	0.000	0.000	12.000	12.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
欠勤	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
不労	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
前月有休残	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
当月消化	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
当月有休残	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80超残業	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
平日普通	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
平日深夜	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
休日普通	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
休日深夜	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80超残業	391.000	1,954.000	2,110.000	2,344.000	2,500.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
平日普通	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
平日深夜	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
休日普通	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
休日深夜	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
欠勤不労	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
通勤費	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
総支給額	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
食費手当	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
基本給	250.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
職能手当	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
役職手当	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
皆勤手当	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
家族手当	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
住宅手当	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
手当7	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
手当8	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
手当9	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
手当10	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
食費手当	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
変手当2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
変手当3	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
80超残業	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
平日普通	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
平日深夜	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
休日普通	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
休日深夜	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
通勤費	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
総支給額	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
健康保険	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
介護保険	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
厚生年金	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
年金基金	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
社保調整	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
雇用保険	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
法定控除計	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
所得税	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
住民税	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
扶養	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
財形貯蓄	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
控除合計	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
調整	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
控除総計	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
課税総額	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
非課税総額	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
通勤費/月	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
差引支給額	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000



例) 令和6年6月1日以降に退職した場合 (所得税減税は3万円)

①【基本情報】画面にて就業状況：退職にし、退職年月日を正しく入力してください。

②他社員と同じように、減税額を確認・入力してください。

③給与明細入力画面で6月の給与の入力をおこなってください。

6月分の月次減税額が計算されます。

給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額の合計額を記載することになります。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

QA10-5 退職した人(年末調整未了)の源泉徴収票への記載方法

例) 源泉徴収対象外(月額8万8,000円未満)の場合

従業員が「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出しており、且つ、支払う給与額(社会保険料控除後の金額)が月額8万8,000円未満の場合は減税する所得税がないため源泉徴収対象外となります。

①【扶養情報】画面で、月次減税対象外にチェックをつけてください。

社員コード: 107 源泉徴収 対象外  
 製造部  
 扶養等人数: 0 源泉扶養数: 0  
 月次減税 対象外  
 特別控除額(可能額) 30,000 特別控除残 30,000  
 障害者: 該当しない 寡婦: 該当しない 勤労学生: 該当しない  
 月次減税 対象外  
 特別控除額(可能額) 0 特別控除残 0

②税情報画面の住民税も他社員と同様に入力してください。

③給与明細入力画面で月々の入力をおこなってください。

80026 定額減税説明用 法人 令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日  
 支給月指定: 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 [詳細]  
 支給日: 令和6年6月23日(日) 支給 確認登録モード 【明細未登録】 登録済み明細(1/10)件 ロック  
 社員コード: 107 源泉徴収 対象外 雇用区分: 日給月給 入力単位: 時間単位  
 001 製造部

労働日数	出勤日数	欠勤	不就労	前月有休残	当月消化	当月有休残	60超残業	平日普通	平日深夜	休日普通	休日深夜
20.000	20.000	0.000	0.000	0.000日	0.000日	0.000日	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
							80超残業	平日普通	平日深夜	休日普通	休日深夜
							133.000	665.000	718.000	797.000	850.000
食事手当	0.000										

基本給	職能手当	役職手当	皆勤手当	家族手当	住宅手当	手当7	手当8	手当9	手当10	食事手当	変手当2
85,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変手当3				80超残業	平日普通	平日深夜	休日普通	休日深夜	欠勤不就労	通勤費	総支給額
0				0	0	0	0	0	0	0	85,000

健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養
4,391	0	8,052	0	0	510	12,953	0	0	0人
財形貯蓄									
0									

月次減税対象外にチェックをつけると、月次減税額/月次減税残 は表示されません。

調整 年末調整 0 端数預金 0  
 ※入力したデータを登録する場合は【確認】を押してください。 課税総額 85,000 非課税総額 0 通勤費/月 0 差引支給額 72,047

勤怠項目や毎月決まっている金額を入力します。 SF6...社保対象 SF7...労働保険情報 SF8...削除  
 ロック...選択すると給与明細が訂正できなくなります。(過去の入力月の給与データは、自動的にロックが選択されます。)  
 一括入力対象外...水色の項目を【F5:上書切替】を選択し、訂正すると自動的に選択されます。

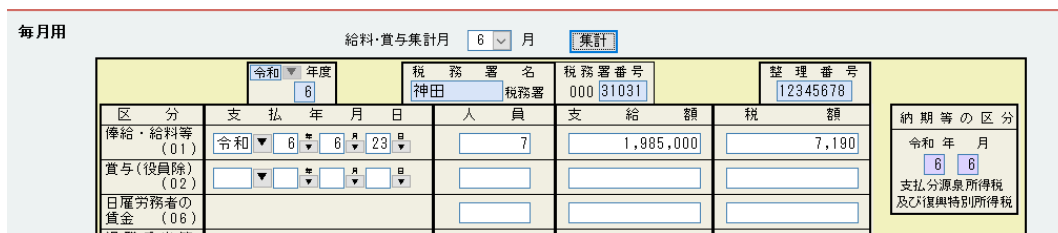
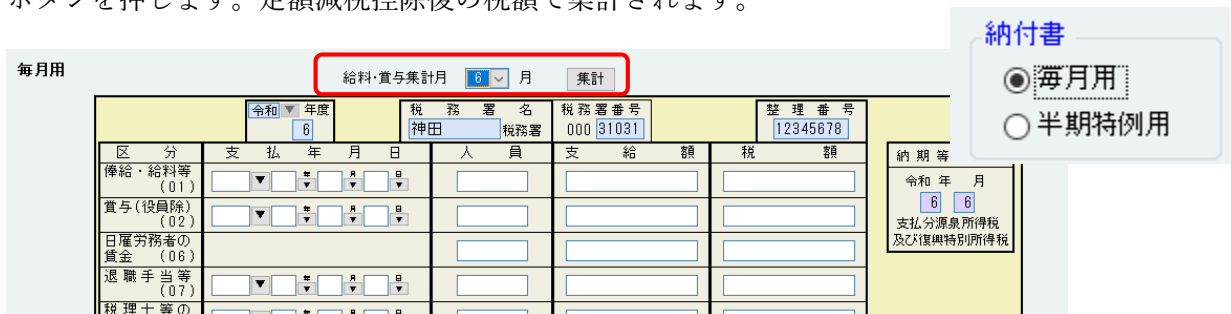
F1 ヘルプ F2 支給日量 F3 支給日量 F4 F5 F6 F7 前社員 F8 次社員 F9 フリビュ F10 確認 F11 F12 終了

# 定額減税後の納付書の出力について (e-PAP 年末調整システムリリース前)

- ① 給与支払明細書の作成終了後、年末調整関連処理より年末調整システムを起動し、『41.納付書入力・出力』を選択します。



- ② 会社情報で指定している納付書(毎月用/特例用)が表示されます。集計月又は集計期間を選択し、集計ボタンを押します。定額減税控除後の税額で集計されます。



(参考) 年末調整との自動連動では、定額減税控除後の算出税額が連動されます。

社員データ入力

社員コード: 101 総務部 中山 吾郎

年調計算: 自動判断 保額必要 源泉徴収出力: する

支払報告書作成: 受給者 する 市町村 する 税務署 自動判断 しない

訂正モード

前職分	支給日	総支給金額	社会保険控除	社保控除後額	扶養	算出税額	年調過不足額	差引徴収税額	税率
前職分									
給料合計		3,540,705	552,604	2,988,101		102,860	-84,760	18,100	
賞与合計		0				0	0	0	
計		3,540,705	552,604	2,988,101		102,860	-84,760	18,100	
1	11月26日	385,000	92,804	572,096	2	28,950	0	28,950	
2	2月22日	560,000	92,274	467,726	2	15,610	0	15,610	
3	3月26日	560,000	92,274	467,726	2	15,610	0	15,610	
4	4月26日	600,705	91,810	508,895	2	18,980	0	18,980	
5	6月26日	595,000	91,776	503,224	1	23,710	0	23,710	
6	6月28日	560,000	91,566	468,434		0	0	0	
7	7月25日					0	0	0	



### 3. 定額減税追加対応 (2024.06.18)

『e-PAP 給与計算 (顧問先給与)【Ver. R06.0】』をリリース後、次の対応をおこないました。

#### (1) 給与 (賞与) 明細書出力

グループメニュー内『02. 給与関連処理』⇒『61. 給与明細書出力』

グループメニュー内『03. 賞与関連処理』⇒『61. 賞与明細書出力』

定額減税の対象社員の場合は、『給与明細書』『賞与明細書』に「(月次減税額残)」が出力されるようになりました。

※項目名は、(月次減税額)に“残”をつけた名称で出力されます。

『給与明細書 (簡易)』

株式会社 サンプル		給与明細書	
令和 6年 6月分 令和 6年 6月25日支給		000001 中山 吾郎	
(月次減税額残) 113,170円			
勤怠	出勤日数	前月有休残	当月消化
	20.00	0.00	0.00
支給	基本給		
	450,000		
		通勤費	総支給額
		0	450,000
控除	健康保険	介護保険	厚生年金
	18,800	3,760	43,005
		年金基金	雇用保険
		0	2,700
		法定控除計	所得税
		68,265	0
		控除合計	調整
		68,265	0
		控除総計	
			68,265
調整		課税総額	非課税総額
		450,000	0
		通勤費/月	(月次減税額)
		0	6,830円
		(累計支給額)	差引支給額
		950,000円	381,735

「(月次減税額残)」が出力されます。

『賞与明細書』

株式会社 サンプル		賞与明細書	
令和 6年1回分 (夏季賞与) 令和 6年 7月 5日支給		000001 中山 吾郎	
(月次減税額残) 67,105円			
支給	賞与額		
	380,000		
		総支給額	
			380,000
控除	健康保険	介護保険	厚生年金
	35,200	7,040	80,520
		年金基金	社保調整
		0	0
		雇用保険	法定控除計
		5,280	128,040
		控除合計	調整
		128,040	0
		控除総計	
			128,040
調整		(月次減税額)	(累計支給額)
		46,065円	1,830,000円
		差引支給額	
			751,960

※『給与明細書 (詳細)』の場合も、同様に、「(月次減税額残)」欄が出力されます。

## (2) 【クラウド】給与（賞与）明細書出力

グループメニュー内『02. 給与関連処理』⇒『51. 【クラウド】給与明細書出力』

グループメニュー内『03. 賞与関連処理』⇒『51. 【クラウド】賞与明細書出力』

定額減税の対象社員の場合は、『給与明細書』『賞与明細書』に「月次減税額残」欄が出力されるようになります。

※項目名は、月次減税額に“残”をつけた名称で出力されます。

勤怠	労働日数	出勤日数	欠勤	不従労	前月有休残	当月消化	当月有休残				
	20.00	20.00	0.00	0.00	20.00	0.00	20.00				

支給	基本給	役職手当								総支給額
	496,000	10,000								496,000

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保課徴	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養		
	27,552	5,040	51,240	0	0	2,976	86,808	0	0	3人		
	財形貯蓄	30,000								控除合計	課徴	控除総計
										116,808	0	116,808

調整	課税総額	非課税総額	通勤費/月	月次減税額	月次減税額残	累計支給額	差引支給額
	496,000	0	0	7,950	112,050	2,976,000	379,192

<b>月次減税額</b> 7,950	<b>月次減税額残</b> 112,050	<b>累計支給額</b> 2,976,000
-----------------------	--------------------------	---------------------------

### (3) 「月次減税額」の訂正に対応

『給与明細入力』『賞与明細入力』後に、「月次減税額」が訂正できるようになりました。

出動日数	欠勤	不就業	前月有休残	当月消化	当月有休残	平日普通	平日深夜	休日普通	休日深夜
20.000	0.000	0.000	15.000日	0.000日	15.000日	0.000	0.000	0.000	0.000

基本給	手当1	手当2	手当3	手当4	平日普通	平日深夜	休日普通	休日深夜
500,000	0	0	0	0	0	0	0	0

健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残
20,000	4,000	45,750	0	0	3,000	72,750	0	0	1人	15,540	44,460

「月次減税額」を訂正したい場合は、グループメニュー内『01. 事前登録処理』⇒『61. 社員情報登録・訂正』で訂正します。

#### ＜訂正手順＞

- ①グループメニュー内『01. 事前登録処理』⇒『61. 社員情報登録・訂正』【基本情報】で、**【SF6：個別支給日】**を選択してください。

SF1	SF2	SF3	SF4	SF5	<b>SF6 個別支給日</b>	SF7 均等割	SF8	SF9	SF10
-----	-----	-----	-----	-----	------------------	---------	-----	-----	------

- ②【個別支給日情報】右側の「給与月次減税額・減税残」「賞与月次減税額・減税残」で、訂正したい月（回）の「月次減税額」「月次減税残」を入力してください。

**注意** 「月次減税残」は自動計算されません。「月次減税残」も入力してください。

追加しました。  
画面に記載されている赤字の注意事項を確認して、入力してください。

#### 【個別支給日情報】

月次減税額	月次減税残
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	
6月分	16,000 / 44,000
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	

※明細登録後に減税額が異なる場合のみ、金額を訂正してください。  
給与月次減税額・減税残      賞与月次減税額・減税残

定額減税額の減税合計の上限や、賞与支給日、明細の登録順などについてはチェックしていません。  
明細入力で計算がおこなわれると、この画面で入力した金額は再計算されます。  
入力時には十分ご注意ください。

#### 例1) 「月次減税額」を16,000円に訂正したい

【給与明細入力】(訂正前)

月次減税額	月次減税残
15,540	44,460

【給与明細入力】(訂正後)

月次減税額	月次減税残
16,000	44,000

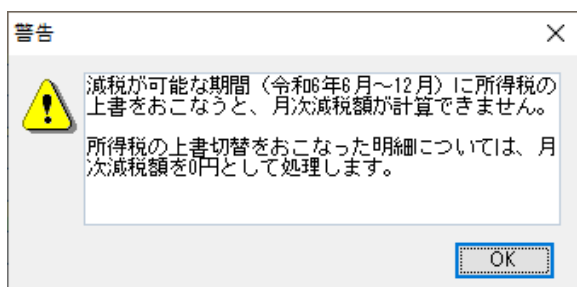
【個別支給日情報】で入力した金額が表示されます。



例2) 『給与明細入力』の「所得税」を3,000円に訂正したい

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残	
	20,000	4,000	45,750	0	0	3,000	72,750	2,620	0	1人	12,920	0	
											控除合計	調整	控除総計
											75,370	0	75,370

- ① 「月次減税額」「月次減税残」をメモしてください。
- ② **[F5: 上書切替]** を選択すると、次のメッセージが表示されますので、**[OK]** を選択してください。



- ③ 所得税を訂正します。

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	年金基金	社保調整	雇用保険	法定控除計	所得税	住民税	扶養	月次減税額	月次減税残
	20,000	4,000	45,750	0	0	3,000	72,750	3,000	0	1人	0	12,920

「所得税」を3,000円に訂正します。

「月次減税額」が“0”になります。  
「月次減税残」も変更されます。

- ④ 「月次減税額」が“0”になっていますので、グループメニュー内『01. 事前登録処理』⇒『61. 社員情報登録・訂正』【個別支給日情報(SF6)】で、「月次減税額」を入力します。「月次減税残」は自動計算されませんので「月次減税残」も入力してください。

社員コード : 000001 中山 吾郎

※明細登録後に減税額が異なる場合のみ、金額を訂正してください。

給与支給日情報

1月分	1月	25日
2月分	2月	25日
3月分	3月	25日
4月分	4月	25日
5月分	5月	25日
6月分	6月	25日
7月分	7月	25日
8月分	8月	25日
9月分	9月	25日

賞与支給日情報

1回	月	日
2回	月	日
3回	月	日
4回	月	日
5回	月	日

給与月次減税額・減税残

	月次減税額	月次減税残
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		
6月分	16,000	44,000
7月分	15,540	28,460
8月分	15,540	12,920
9月分	12,920	0

賞与月次減税額・減税残

	月次減税額	月次減税残
1回		
2回		
3回		
4回		
5回		

定額減税額の減税合計の上限や、賞与支給日、明細の登録順などについてはチェックしていません。

明細入力で計算がおこなわれると、この画面で入力した金額は再計算

【給与明細入力】

扶養	月次減税額	月次減税残
1人	12,920	0

- ①でメモした「月次減税額」「月次減税残」を入力します。

【給与明細入力】に、入力した「月次減税額」「月次減税残」が表示されます。